

2015年11月5日(木)  
健康と食品懇話会

## 特定保健用食品の広告・表示に関する各社取り組みについて

▼広告表現については、消費者庁の特定保健用食品の基準に準じている。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin641.pdf>

判断が難しい時などは、所轄の保健所に相談している。

▼広告は、

日本健康・栄養食品協会の『「特定保健用食品」適正広告自主基準』および消費者庁作成「特定保健用食品の表示に関するQ&A」に準じている。特に自主基準のこの箇所に注意をしている。という点はない。

加えて、日本健康・栄養食品協会の「広告審査会」に提出し審査を受けるとともに、審査会に出席し他社の広告の審査内容を自社の広告を作成する参考にしてている。

▼表示は、

特保の商品は、申請をした際に表示も含めて審査をされる。許可を受けた後表示を変更する際は、消費者庁へ変更届を提出する必要がある。この変更届は事前に消費者庁へ相談し、内容について了解を得た後に提出することが原則である。相談をした際に、表示に問題がある場合は指摘を受け、それに従って修正をする。

つまり、特保の表示は消費者庁の確認を受け、その内容の通りに表示をしている。

▼日本健康・栄養食品協会の『「特定保健用食品」適正広告自主基準』に準じている。

▼特保の広告やCMIは、日健栄協の「特定保健用食品 適正広告自主基準」に基づいて作成はせずに独自の取組をおこなっている。

具体的には、広告等は出稿前、CMの場合は絵コンテの段階で、品質保証室が内容確認している。品質保証室では、薬事法、健康増進法、東京都の指導事例、さらに自主基準も参考にしながら内容の適合性を確認している。